１　南海トラフ地震等対策事業費補助金への備蓄食料等強化対策事業の追加について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、
清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

令和７年３月３１日に、国の南海トラフ巨大地震の新しい被害想定が公表され、さらに７月１日には中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更されました。このなかで、災害関連死対策において、スフィア基準を満たす避難所設置に必要な物資・資機材を備蓄している自治体を令和１２年度までに全国で１００％とすると示されました。

今回の想定では、前回の想定と比較し、防災対策の進捗等により死者数や全壊焼失棟数等は減少するとされていますが、避難者数や経済被害は大きく増加しています。

愛知県においては国の被害想定見直しを踏まえて被害予測調査を実施しており、来年６月頃に結果を公表予定と伺っておりますが、多くの避難者数等が見積もられると考えています。

令和２年度までは南海トラフ地震等対策事業費補助金の災害初動期対策事業の中で、備蓄品の食糧などの購入（備蓄食料等強化対策事業）が補助対象として認められていましたが、令和３年度の南海トラフ地震等対策事業費補助金交付要綱の改正により、災害初動期対策事業が廃止されました。

各市においても備蓄品の見直しを行い、食料などの購入を進めて行く必要があり、その量は、現在備蓄量からの大幅な増加が見込まれます。そのため、市単独での備蓄品整備は財政的に負担が大きく、県による補助が必要不可欠となります。

ついては、県におかれては、**南海トラフ地震対策を一層進めるため、再度、避難者に提供するための備蓄食料等を購入する事業を補助対象に追加していただくよう要望します。**

２　愛知県自主防犯活動促進事業費補助の対象拡充について

〔大府市提出〕

愛知県では、侵入盗、自動車盗及び特殊詐欺の被害を抑え、刑法犯認知件数の減少を図るため、令和５年度に愛知県自主防犯活動促進事業費補助金が創設されました。この県補助金は個人が防犯用具を購入することを補助対象としており、個人が購入する防犯カメラは補助対象外となっています。

一方、東京都では体感治安の悪化や防犯意識の高まりを踏まえ、令和７年度から東京都防犯機器等購入緊急補助事業を実施しており、都内区市町村が行う個人宅向け防犯機器等（個人宅用防犯カメラ含む)の購入助成額に対し､補助を行っています。

令和６年中の愛知県の刑法犯認知件数は前年比で増加しており、依然として厳しい犯罪情勢が続いていますが、侵入盗などの犯罪抑止に資する個人宅用防犯カメラが補助制度の対象外となっていることは、地域防犯力の向上に影響を与えています。

また、県補助金の交付額は、一次募集では、各自治体の規模や過年度実績は考慮されず、1，000千円を上限として申請額に応じて決定され、その後、二次募集において、前年度の執行実績を考慮した交付額が追加で決定されています。そのため、各自治体において、最終的な補助金の交付額を把握できるのは年度末となり、予定した補助金額が決定されない場合、財源の目途が立たず、予算執行に影響を与えています。

ついては、県におかれては、**愛知県自主防犯活動促進事業費補助金の補助対象に個人宅用防犯カメラを追加するとともに、各自治体への一次募集における交付額について過年度実績等を考慮して算定することを要望します。**

３　消費生活相談員の人材確保について

〔みよし市提出〕

消費生活センターの業務を担う消費生活相談員については、市内イベントでのブース出展やアンケートの実施、チラシの配布などによる PR 活動を毎年実施していますが、相談員の高齢化や新規資格取得者が増えないなど、人材確保が年々困難となっています。

消費者庁では、全国各地の消費生活センター等で相談業務等を担う人材の確保を目的として、消費生活相談員担い手確保に関する取組を実施していますが、十分な成果に結びついておらず現状は改善されていません。

ついては、県におかれては、**消費者庁による「消費生活相談員担い手確保事業」に加え、愛知県独自の候補者養成講座や知名度向上のためのＰＲ等のほか、市と協調した周知活動の実施を要望します。**

４　公立の災害拠点病院への財政措置の拡充について

〔津島市提出〕

災害拠点病院は、災害時において救急医療を提供する中核的な役割を担うため、必要な施設や設備を整備することが求められています。しかしながら、その整備にかかる費用が病院にとって大きな負担となっており、十分な財政措置が講じられていないのが現状です。病院負担が大きい状況が続けば災害拠点病院としての設備整備も進まず、災害時に本来の役割を果していくことが困難な状況となります。

災害拠点病院に対する支援としては、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金がありますが、テロ対策などを除き公立病院は対象外となっています。

なお、施設の整備に関しては防災対策事業の公営企業債（元利償還金については普通交付税措置）により、薬品や診療材料などの災害時のための備蓄については特別交付税により財政措置がなされていますが、一方で通信機器など災害医療に必要な備品の購入などに対しては、上記の補助金や交付税で財政措置されていないのが現状です。

また、愛知県においては、県立病院が災害拠点病院として指定されていないため、市立・公的・民間の病院が災害医療を担っており、その役割は極めて重要です。

ついては、県におかれては**、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の対象外となっている項目について、公立の災害拠点病院を対象とした愛知県独自の交付金や補助金を設けるよう財政措置の拡充を要望します。**

５　学校内での盗撮行為防止措置に対する支援について

〔犬山市提出〕

令和７年６月末に発生した教師によるわいせつ写真の撮影やSNSでの画像共有という事件は、学校に対する社会的信頼を失墜させたと同時に、学校現場での制限の増加や、多くの善良な教師を委縮させる状況を生じさせることとなりました。

これまで､学校での子どもたちの様子を保護者に伝えるため、各学校がホームページやブログ機能を使って学校の様子を撮影して掲載してきましたが、教師が子どもたちを撮影することが難しい状況となっています。

従来、教師個人のスマートフォンなどを使用していたケースもありましたが、事件以降は情報機器については原則教室への持ち込みが禁止となっており、撮影すること自体が減少しています。そのため、学校の様子を保護者へ発信することへの要望は大きいものの、対応が困難となっています。

日進市では、GIGA 端末として使用しているタブレットに不審な写真撮影などを行った場合に通知されるアプリケーションを導入し、子どもも教師も安心してタブレットによる撮影ができ、教育に取り組める環境づくりを行っています。また、みよし市では校舎内に防犯カメラを設置することにより、わいせつ事案の抑止を図ろうとしています。いずれの取組においても大きな財政負担が必要となります。

ついては、県におかれては、**盗撮行為を防止し、学校内の安全、安心を確保するため、GIGA 端末として使用しているタブレットへのアプリケーションの導入や校舎内への防犯カメラの設置などの施策を普及、支援するための補助制度を創設することを要望します。**

６　産休・育休等に伴う代替教員の任用期間について

〔一宮市提出〕

本務者が４月２日から７月３１日までに産休・育休に入る場合は、代替教員の４月当初からの前倒し任用が認められており、学期途中に担任や授業担当者が代わることなく、子どもや教職員にとって大きな混乱がなく、本務者から代替教員へのスムーズな移行ができます。

しかしながら、８月１日以降に本務者が産休・育休に入る場合は、産休・育休の開始日が代替教員の任用開始日となります。そのため、学期途中から担任や授業担当者が代わることになり、子どもや教職員に少なからず影響が出ることが考えられます。

また、学期途中に育休や休職等から本務者が復帰する場合、本務者の復帰と同時に代替教員の任用が切れることとなり、この場合も学期途中に担任や授業担当者が代わることになります。

文部科学省は年度途中（５月から７月まで）で産休・育休に入る教員の代替教員について、人材を確保しやすい年度当初に前倒しで配置する場合、少人数指導などの加配分を柔軟に活用できるようにする措置を令和５年度から実施するとして、都道府県・政令市教委に向けて事務連絡を発出しています。

ついては、県におかれては、**８月１日以降に本務者が産休・育休に入る場合においても、産休・育休に入る学期当初から代替教員の任用ができるようにするとともに、本務者が学期途中に育休や休職等から復帰してくる場合、代替教員の任用終了を該当学期末までとすることを要望します。**

７　教員採用方法の見直しや小学校への副担任配置などによる教員不足の解消に向けた取組について

〔半田市提出〕

半田市では、小中学校の教員の配置定数５９３人に対して正規教員の配置は５４０人で、５３人が欠員となりました。欠員に対しては欠員補充の常勤講師が配置されますが、３人が配置されておりません。また、育児休業等の補充者も１人分が未配置という状況です。

今後も、産前産後休暇・育児休業を取得する見込みの教員も予想されますが、年度途中での配置は難しく、特に人員に余裕がない小学校では校務主任や教務主任等がその対応に当たり、学校運営に負担がでている状況があります。

県内の他市町においても恒常的に教員不足の状態が続いており、産前産後休暇・育児休業取得者や休職者の増加が教員不足に拍車をかけています。

また、欠員補充の常勤講師は単年度の任用であり、翌年度の保障がないため、安定した学校経営が困難であることに加え、欠員補充が未配置の学校では学級担任や教科担任が不足し、教務主任や校務主任が学級担任を兼務せざるを得ず、本来業務の遂行に支障が生じています。

ついては、県におかれては、**安定した学校経営の実現及び学校の働き方改革の推進を通じて子どもと向き合う時間を確保するため、教員定数における欠員補充教員の割合を減らし、新規採用教員の割合を増やすなどの教員採用方法の見直しや県独自の加配措置による小学校副担任の配置など、教員不足解消に向けた取組を要望します。**

８　民間住宅省エネ改修事業費補助制度に関する十分な財源確保と円滑な実施に向けた支援について

〔みよし市提出〕

省エネ住宅の普及は、住宅の高断熱化による光熱費の削減、エネルギーの安定供給、CO2 排出の削減、地域経済の活性化などの効果がありますが、普及促進の展開が課題となっています。

こうした中、みよし市では、令和７年度に国及び県の補助制度を活用した既存住宅の民間住宅省エネ改修事業費補助制度を創設し、省エネ住宅の普及促進を図っているところです。

当市には、建築後２０年から３０年を経過した住宅が多く、リフォームと併せた制度活用に関する問い合わせが非常に多いことからこうしたニーズに対応するため市としても予算確保に努めているところですが、一方で、その財源となる国費及び県費の確保が課題となっております。

また、制度に関する相談も多く、相談内容も高度で専門的であるほか、国においても「子育てグリーン住宅支援事業」や「先進的窓リノベ事業」など、省エネ改修に関する多様な支援制度が設けられており、市窓口においては、こうした国の制度も含めた相談もあるなど対応に苦慮しております。

ついては、県におかれては、**民間住宅省エネ改修事業費補助制度に関する十分な財源確保及び窓口業務の円滑な実施に向けた支援を要望します。**

９　下水道管渠の改築事業に係る県費補助の継続と予算の増額について

〔刈谷市、豊田市、西尾市提出〕

下水管管渠の改築工事における県費補助については、令和元年度の要領改正により補助対象となり、老朽管及びハイセラミック管の改築を推進するうえで重要な財源となっています。また、防災・安全交付金の対象範囲は、口径や下水排除量等によって定められており、対象範囲外となる管渠を補完する県補助金は重要な財源となっています。

今後、老朽管及びハイセラミック管の改築を推進するためには、市の財政負担が大きく、計画的に進めることが困難となることが危惧されます。また、改築に要する工事費は将来的に下水道使用料にも大きく影響することが懸念されます。

ついては、県におかれては、**下水道管渠の改築に係る県費補助の確実な継続と増額も含めた予算の確保及び防災・安全交付金要望額の着実な配分を国に働きかけることを要望します。**

１０　県営名古屋空港の周辺対策事業の拡充について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、
清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

小牧基地は、県営名古屋空港の滑走路を利用しており、「愛知県名古屋飛行場に関する協定」（防衛省・国土交通省・県の３者協定）に基づき、県が騒音対策等の周辺環境対策を実施しています。

国は騒音対策等の周辺環境対策は３者協定に基づき県が行うものとしており、県は航空機騒音の影響を緩和するため、指定する民家防音対象区域において、民家防音工事及び空調機器取替え工事費に対して補助を行う住宅騒音防止対策事業等を実施しています。

防衛省が管理する飛行場においては、防衛施設の設置・運用により周辺住民の生活に支障を及ぼす場合、その障害を緩和するための公共施設である民生安定施設への助成を、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第８条により国が行っており、時代の変化やニーズに応じて補助対象事業は拡充されています。

一方、県営名古屋空港では、３者協定により県が周辺環境対策を行うことから法律第８条の対象事業は小牧基地から排出される廃棄物等を処理する廃棄物処理施設、し尿処理施設のみとなっています。

ついては、県におかれては、**防衛省による防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第８条における民生安定施設の整備助成と同等の補助となるよう住宅騒音防止対策事業費補助金の補助対象の拡充を要望します。**